

「審査手数料計算マニュアル」(平成28年8月1日)新旧対照表

令和8年6月29日改正

新	旧
<p style="text-align: center;">審査手数料計算マニュアル <u>(削除)</u> <u>交通安全環境研究所</u> 自動車認証審査部 <u>(削除)</u></p> <p>◆改訂履歴 初版 平成28年 8月 1日 第2版 平成29年 3月30日 第3版 令和 5年 4月18日 第4版 令和 7年12月24日 第5版 令和 8年 1月30日 <u>第6版 令和 8年 6月29日</u></p> <p>はじめに 平成28年の道路運送車両法の改正に基づき審査に係る費用を独立行政法人自動車技術総合機構に直接納付する制度に改めるにあたり、海外で一般的な、型式指定申請者が所要経費に見合った手数料を負担する費用負担構造に改められた。 所要経費については、現在の自動車認証審査部の組織維持・継続に必要なものに限定し、審査施設、機器等に関する費用は引き続き国費で賄うこととしている。 自動車認証審査部では以下の考え方に基づき、認証審査手数料を徴収することとした。 なお、本事例集については、関係者間でお互いの理解を深めるものとして分かりやすく解説するため法令用語を用いずかみくだした表現にしている。また、事例をできるだけ多く掲載したものの、本書に掲載されているものが全てではなく、新たな事例等は個々の判断とする。 <u>さらに、本マニュアルの運用に当たり疑義が生じた場合や、運用上の課題が判明した場合には、関係者間において十分に協議の上、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、適時適切に改善を図るものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">審査手数料計算マニュアル 【第5版】 自動車認証審査部 <u>令和8年1月30日</u></p> <p>◆改訂履歴 初版 平成28年 8月 1日 第2版 平成29年 3月30日 第3版 令和 5年 4月18日 第4版 令和 7年 <u>1</u>2月24日 第5版 令和 8年 1月30日</p> <p>はじめに 平成28年の道路運送車両法の改正に基づき審査に係る費用を独立行政法人自動車技術総合機構に直接納付する制度に改めるにあたり、海外で一般的な、型式指定申請者が所要経費に見合った手数料を負担する費用負担構造に改められた。 所要経費については、現在の自動車認証審査部の組織維持・継続に必要なものに限定し、審査施設、機器等に関する費用は引き続き国費で賄うこととしている。 自動車認証審査部では以下の考え方に基づき、認証審査手数料を徴収することとした。 なお、本事例集については、関係者間でお互いの理解を深めるものとして分かりやすく解説するため法令用語を用いずかみくだした表現にしている。また、事例をできるだけ多く掲載したものの、本書に掲載されているものが全てではなく、新たな事例等は個々の判断とする。</p> <p>目次</p>

新			旧																																										
<p>1. 手数料額の考え方</p> <p>手数料額は、自動車審査部の型式認証に係る費用（人件費、庁費光熱水費、電算費）を踏まえ、それぞれの申請審査の工数を勘案して決定した。</p> <p>車両型式指定等における費用は①基本料金(1型式当たり又は1RXSWIN当たり)、②能力試験料金(1申請当たり基本+項目)、③審査部試験(TRIAS)料金(1件当たり)及び④既存試験結果活用料金(1件当たり)からなる。</p> <p>①基本料金 (単位：万円)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">車両法第75条</td> <td>車両型式指定（通常）</td> <td><u>26.9/車両型式</u></td> </tr> <tr> <td>車両型式指定（RXSWINなし※1）</td> <td>23.8/<u>車両型式</u></td> </tr> <tr> <td>車両型式指定（共通構造部型式指定を活用）</td> <td>18.8/<u>車両型式</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車両法第75条の2</td> <td>共通構造部型式指定（<u>通常</u>） ・協定規則第0号（以下「国内R0」という） ・国内独自 ・多仕様</td> <td><u>60.1/車両型式</u></td> </tr> <tr> <td><u>共通構造部型式指定（RXSWINなし）</u> ・国内R0 ・国内独自 ・多仕様</td> <td><u>57.0/車両型式</u></td> </tr> <tr> <td>車両法第75条の3</td> <td>装置型式指定</td> <td>21.3/<u>車両型式</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>車両法第99条の3</u> (申請単位：車両型式※)</td> <td>特定改造等（<u>通常</u>）</td> <td><u>26.9/車両型式</u></td> </tr> <tr> <td>特定改造等（RXSWINなし）</td> <td><u>23.8/車両型式</u></td> </tr> </table>			車両法第75条	車両型式指定（通常）	<u>26.9/車両型式</u>	車両型式指定（RXSWINなし※1）	23.8/ <u>車両型式</u>	車両型式指定（共通構造部型式指定を活用）	18.8/ <u>車両型式</u>	車両法第75条の2	共通構造部型式指定（ <u>通常</u> ） ・協定規則第0号（以下「国内R0」という） ・国内独自 ・多仕様	<u>60.1/車両型式</u>	<u>共通構造部型式指定（RXSWINなし）</u> ・国内R0 ・国内独自 ・多仕様	<u>57.0/車両型式</u>	車両法第75条の3	装置型式指定	21.3/ <u>車両型式</u>	<u>車両法第99条の3</u> (申請単位：車両型式※)	特定改造等（ <u>通常</u> ）	<u>26.9/車両型式</u>	特定改造等（RXSWINなし）	<u>23.8/車両型式</u>	<p>1. 手数料額の考え方</p> <p>手数料額は、自動車審査部の型式認証に係る費用（人件費、庁費光熱水費、電算費）を踏まえ、それぞれの申請審査の工数を勘案して決定した。</p> <p>車両型式指定等における費用は①基本料金(1型式当たり)、②能力試験料金(1申請当たり基本+項目)、③審査部試験(TRIAS)料金(1件当たり)及び④既存試験結果活用料金(1件当たり)からなる。</p> <p>①基本料金 (<u>1型式当たり</u>) (単位：万円)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">車両法第75条</td> <td>車両型式指定（通常）</td> <td><u>23.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>車両型式指定（共通構造部型式指定を活用）</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車両法第75条の2</td> <td>共通構造部型式指定（協定規則第0号（以下「国内R0」という）、<u>国内独自、多仕様</u>）</td> <td><u>57.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>車両法第75条の3</td> <td>装置型式指定</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車両法第99条の3</td> <td>特定改造等</td> <td><u>23.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </table>			車両法第75条	車両型式指定（通常）	<u>23.8</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	車両型式指定（共通構造部型式指定を活用）	18.8	車両法第75条の2	共通構造部型式指定（協定規則第0号（以下「国内R0」という）、 <u>国内独自、多仕様</u> ）	<u>57.0</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	車両法第75条の3	装置型式指定	21.3	車両法第99条の3	特定改造等	<u>23.8</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
車両法第75条	車両型式指定（通常）	<u>26.9/車両型式</u>																																											
	車両型式指定（RXSWINなし※1）	23.8/ <u>車両型式</u>																																											
	車両型式指定（共通構造部型式指定を活用）	18.8/ <u>車両型式</u>																																											
車両法第75条の2	共通構造部型式指定（ <u>通常</u> ） ・協定規則第0号（以下「国内R0」という） ・国内独自 ・多仕様	<u>60.1/車両型式</u>																																											
	<u>共通構造部型式指定（RXSWINなし）</u> ・国内R0 ・国内独自 ・多仕様	<u>57.0/車両型式</u>																																											
車両法第75条の3	装置型式指定	21.3/ <u>車両型式</u>																																											
<u>車両法第99条の3</u> (申請単位：車両型式※)	特定改造等（ <u>通常</u> ）	<u>26.9/車両型式</u>																																											
	特定改造等（RXSWINなし）	<u>23.8/車両型式</u>																																											
車両法第75条	車両型式指定（通常）	<u>23.8</u>																																											
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																											
	車両型式指定（共通構造部型式指定を活用）	18.8																																											
車両法第75条の2	共通構造部型式指定（協定規則第0号（以下「国内R0」という）、 <u>国内独自、多仕様</u> ）	<u>57.0</u>																																											
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																											
車両法第75条の3	装置型式指定	21.3																																											
車両法第99条の3	特定改造等	<u>23.8</u>																																											
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																											

新			旧				
			(新設)	(新設)	(新設)		
車両法第99条の3 (申請単位：RXSWIN)	特定改造等 (提出済みRXSWIN活用)	23.8/RXSWIN ※車両型式数は不問					
<p>※1 「RXSWIN なし」とは、道路運送車両法関係手数料規則 別表第1備考二における「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づき行う認定を受けたことを証する書面にプログラム等の識別番号が記載されていない場合」をいい、型式指定実施要領第二分冊の提出書面中に当該識別番号（以下「RXSWIN」という。）の記載がないものを示す。（記載箇所は協定規則に基づく認可証に限定されない）</p> <p>なお、申請型式のうち、RXSWIN が記載された認可証等が適用されないものが存在する場合には、その旨を、提出書面（指定装置一覧、概要説明書等）への記載により示すことで、基本料金が減額される。</p> <p>※2 申請単位が混在（車両型式とRXSWIN）する申請はできないことに留意</p> <p>（関係法令：自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について（依命通達））</p>							
②能力試験料金(1申請当たり基本+項目) (単位：万円)			②能力試験料金(1申請当たり基本+項目) (単位：万円)				
車両法 第99条 の3	サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査		車両法 第99条 の3	サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査			
	基本	本邦内審査		71.7	基本	本邦内審査	71.7
		本邦外審査		62.3 +職員2名分の旅費		本邦外審査	62.3 +職員2名分の旅費
	項目	開発、製作及び製作後の各過程におけるサイバーセキュリティ管理に係る試験		21.8	項目	協定規則第155号の規則7.2.2.1.	21.8
		申請者の組織内におけるサイバーセキュリティ管理のプロセスに係る試験		21.8		協定規則第155号の規則7.2.2.2.(a)	21.8
		サイバーセキュリティのリスク特定のプロセスに係る試験		50		協定規則第155号の規則7.2.2.2.(b)	50
		サイバーセキュリティのリスク評価のプロセスに係る試験		50		協定規則第155号の規則7.2.2.2.(c)	50
		サイバーセキュリティのリスク管理のプロセスに係る試験		50		協定規則第155号の規則7.2.2.2.(d)	50
		自動車に係るサイバーセキュリティの試験		25		協定規則第155号の規則7.2.2.2.(e)	25

新			旧		
	<u>のプロセスに係る試験</u>				
	<u>サイバーセキュリティのリスク評価を最新の状態に保つためのプロセスに係る試験</u>	18.7		<u>協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (f)</u>	18.7
	<u>自動車に対するサイバー攻撃の監視及び検知のプロセスに係る試験</u>	18.7		<u>協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (g)</u>	18.7
	<u>自動車に対するサイバー攻撃に関連する情報提供のプロセスに係る試験</u>	18.7		<u>協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (h)</u>	18.7
	<u>自動車に対するサイバー攻撃対策に係る試験</u>	15.6		<u>協定規則第 155 号の規則 7.2.2.3.</u>	15.6
	<u>自動車に対するサイバー攻撃の監視体制に係る試験</u>	15.6		<u>協定規則第 155 号の規則 7.2.2.4.</u>	15.6
	<u>サイバーセキュリティの確保に係る仕入先、役務提供者、子会社等の管理に係る試験</u>	31.2		<u>協定規則第 155 号の規則 7.2.2.5.</u>	31.2
プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合審査			プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合審査		
基本	本邦内審査	71.7	基本	本邦内審査	71.7
	本邦外審査	62.3 +職員 2 名分の旅費		本邦外審査	62.3 +職員 2 名分の旅費
項目	<u>プログラム等の適切な管理及び確実な改変のための文書管理に係る試験</u>	15.7	項目	<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.1.</u>	15.7
	<u>プログラム等の更新管理に係る試験</u>	18.7		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.2.</u>	18.7
	<u>プログラム等の識別番号を割り当てるプロセスに係る試験</u>	<u>15.7</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>プログラム等の識別番号を更新するプロセスに係る試験</u>	<u>18.7</u>		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.3.</u>	28.1
	<u>プログラム等の識別番号を検証するプロセスに係る試験</u>	<u>21.8</u>		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.4.</u>	28.1
	<u>改変したプログラム等とその他のプログラム等の相互依存性を特定するプロセスに係る試験</u>	25		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.5.</u>	25
	<u>プログラム等の改変の対象車両を特定するプロセスに係る試験</u>	21.8		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.6.</u>	21.8
	<u>プログラム等の改変と対象車両の互換性を検証するプロセスに係る試験</u>	25		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.7.</u>	25

新			旧			
		<u>プログラム等の改変により対象車両の保安基準適合性に影響が生じるかどうかを評価するプロセスに係る試験</u>	25		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.8.</u>	25
		<u>プログラム等の改変が対象車両の機能に影響を及ぼすかどうかを特定するプロセスに係る試験</u>	25		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.9.</u>	25
		<u>プログラム等の改変が対象車両の安全性に影響を及ぼすかどうかを特定するプロセスに係る試験</u>	25		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.10.</u>	25
		<u>自動車の使用者に対してプログラム等の改変に関する情報を通知するプロセスに係る試験</u>	10.9		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.11.</u>	10.9
		<u>プログラム等の識別番号に関する情報を提供するプロセスに係る試験</u>	10.9		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.1.12.</u>	10.9
		<u>プログラム等の改変のプロセスに関する情報の記録及び保管に係る試験</u>	21.8		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.2.1.</u>	21.8
		<u>プログラム等の改変前及び改変後のプログラム等の構成に関する情報の記録及び管理に係る試験</u>	21.8		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.2.2.</u>	21.8
		<u>プログラム等の改変前及び改変後のプログラム等の識別番号に関する情報の記録及び管理に係る試験</u>	28.1		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.2.3.</u>	28.1
		<u>プログラム等の改変の対象車両及び当該対象車両の最新の構成とプログラム等の改変の互換性に関する情報の記録及び管理に係る試験</u>	21.8		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.2.4.</u>	21.8
		<u>プログラム等の改変に関する重要情報の記録及び管理に係る試験</u>	21.8		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.2.5.</u>	21.8
		<u>プログラム等の保護に係る試験</u>	28.1		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.3.</u>	28.1
		<u>不適切なプログラム等の改変を防止するための適切な措置に係る試験</u>	10.9		(新設)	(新設)
		<u>電気通信回線を使用する方法によるプログラム等の改変に係る試験</u>	28.1		<u>協定規則第 156 号の規則 7.1.4.</u>	28.1

新	旧																								
<p>③～④ (略)</p> <p>1. 2～2. 5. (略)</p> <p>2. 6 ①～⑱ (略)</p> <p>⑫装置型式指定通知書 (いわゆる ㊸) を活用する場合は、認可証と同等の料金 3. 2 万円を徴収する。</p> <p>(略)</p> <p>⑲審査部に提出済みの認可証及び装置型式指定通知書を活用する場合は、カウントしない。</p> <p>(略)</p> <p>2. 7～3. (略)</p> <p>4. 手数料の新旧区分の切り替えについて</p> <p><u>手数料規則の改正に伴う、法定手数料および先行受託試験料金の新旧区分の切り替えについては、下表のとおり取り扱うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="219 817 1077 1193"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>旧料金</th> <th>新料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定審査</td> <td>施行日より前に審査部受付した分</td> <td>施行日以降に審査部受付した分</td> </tr> <tr> <td>先行受託 (単発型)</td> <td>施行日より前に試験成績書 (成果物) を発行した分</td> <td>施行日以降に試験成績書 (成果物) を発行した分</td> </tr> <tr> <td>先行受託 (包括型)</td> <td>施行日より前に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分</td> <td>施行日以降に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分</td> </tr> </tbody> </table> <p>表中「施行日」とは手数料規則の施行日を示す。</p> <p>なお、<u>施行日より前</u>に先行受託計画書を発行済みの案件で、<u>施行日</u>を跨ぐものにつきましては、<u>施行日以降</u>に計画書の変更手続き (再発行) を実施させていただきます、旧料金と新料金を合算した形で請求書を発行させていただきます。</p> <p>5. (略)</p>	種類	旧料金	新料金	法定審査	施行日より前に審査部受付した分	施行日以降に審査部受付した分	先行受託 (単発型)	施行日より前に試験成績書 (成果物) を発行した分	施行日以降に試験成績書 (成果物) を発行した分	先行受託 (包括型)	施行日より前に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分	施行日以降に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分	<p>③～④ (略)</p> <p>1. 2～2. 5. (略)</p> <p>2. 6 ①～⑱ (略)</p> <p>⑫特定装置型式指定取得済 (いわゆる ㊸) を活用する場合は、認可証と同等の料金 3. 2 万円を徴収する。</p> <p>(略)</p> <p>⑲審査部に提出済みの認可証を活用する場合は、カウントしない。</p> <p>(略)</p> <p>2. 7～3. (略)</p> <p>4. 手数料の新旧区分の切り替えについて</p> <p><u>法定手数料および先行受託試験料金の新旧区分の切り替えにつきましては、下表の取り扱いとさせていただきます。</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 780 2047 1157"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>旧料金</th> <th>新料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定審査</td> <td>2025年12月中に審査部受付した分</td> <td>2026年1月以降に審査部受付した分</td> </tr> <tr> <td>先行受託 (単発型)</td> <td>2025年12月中に試験成績書 (成果物) を発行した分</td> <td>2026年1月以降に試験成績書 (成果物) を発行した分</td> </tr> <tr> <td>先行受託 (包括型)</td> <td>2025年12月中に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分</td> <td>2026年1月以降に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、<u>2025年12月以前</u>に先行受託計画書を発行済みの案件で、<u>2026年1月</u>を跨ぐものにつきましては、<u>2026年1月以降</u>に計画書の変更手続き (再発行) を実施させていただきます、旧料金と新料金を合算した形で請求書を発行させていただきます。</p> <p>5. (略)</p>	種類	旧料金	新料金	法定審査	2025年12月中に審査部受付した分	2026年1月以降に審査部受付した分	先行受託 (単発型)	2025年12月中に試験成績書 (成果物) を発行した分	2026年1月以降に試験成績書 (成果物) を発行した分	先行受託 (包括型)	2025年12月中に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分	2026年1月以降に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分
種類	旧料金	新料金																							
法定審査	施行日より前に審査部受付した分	施行日以降に審査部受付した分																							
先行受託 (単発型)	施行日より前に試験成績書 (成果物) を発行した分	施行日以降に試験成績書 (成果物) を発行した分																							
先行受託 (包括型)	施行日より前に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分	施行日以降に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分																							
種類	旧料金	新料金																							
法定審査	2025年12月中に審査部受付した分	2026年1月以降に審査部受付した分																							
先行受託 (単発型)	2025年12月中に試験成績書 (成果物) を発行した分	2026年1月以降に試験成績書 (成果物) を発行した分																							
先行受託 (包括型)	2025年12月中に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分	2026年1月以降に当該先行受託結果が活用された申請を審査部受付した分																							

附則 (令和 8 年 6 月 29 日 自交審第 360 号)

本取扱いは、令和8年6月30日から実施する。